

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(環境一三四)
- 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(同一三五)
- りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(同一三六)

〔公告〕

- 諸事項
- 裁判所
破産関係

一 二 三 四 五

COD (化学的酸素要求量)

告示

○環境省告示第百三十四号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年^{総理府令第二号}第一條の五第三項の規定に基づき、^{通商産業省}化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十四号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設を設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日 環境大臣 若林 正俊

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

一 この告示で使用用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一條の五第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という)別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(以下「大阪湾」)に規定する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの以外のものに係るものであって別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるところとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一條の五第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであって別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法第五條第一項に規定する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものであって別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cc及びCcoの値に係るもの(以下「Cc及びCcoの値に係るもの」という)に掲げる値以下とし、Cciの値に係るもの(以下「Cciの値に係るもの」という)に掲げる値以上(以下「Cciの値に係るもの」という)に掲げる値以下とし、Ccjの値に係るもの(以下「Ccjの値に係るもの」という)に掲げる値以上(以下「Ccjの値に係るもの」という)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCc、Cco、Cci及びCcjの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCc、Cco、Cci及びCcjの値を別に定めるときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位—リットルにつき)			備考
		(1)	(2)	(3)	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	八五	三〇	平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(以下、平成八年九月一日前の特定施設に係る量)と認められる量(三)の値は、それぞれ三〇、四〇とする。
一四	水産食料品製造業(整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	四〇	六〇	四〇	
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	五〇	四〇	
一二	冷凍水産物製造業	三〇	五〇	三〇	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	四〇	三〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	四〇	三〇	
九	寒天製造業	八〇	一二〇	八〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	五〇	四〇	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	六〇	四〇	
六	乳製品製造業	三〇	五〇	三〇	
五	肉製品製造業	四〇	五〇	四〇	
四	非金属鉱業	二〇	三〇	二〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	七〇	六〇	
二	畜産農業	七〇	一〇〇	七〇	
一	農産農業	七〇	八〇	七〇	

一六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	四〇
一七	味辛製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	三〇	五〇
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	四〇	五〇
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇
二〇	ソース製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二一	食酢製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二二	砂糖精製業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	四〇
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	九〇	五〇	六〇	三〇	四〇
二四	小麦粉製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二五	パン製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	二〇	三〇
二六	生菓子製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二八	米菓製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	五〇
二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三〇	植物油製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三一	動物油脂製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三二	食用油脂加工業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇
三四	穀類でんぷん製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇
三五	めん類製造業	三〇	七〇	三〇	四〇	三〇	四〇
三七	豆腐・油揚製造業	三〇	六〇	三〇	四〇	三〇	四〇
三八	あん類製造業	六〇	七〇	六〇	七〇	四〇	五〇
三九	冷凍調理食品製造業	三〇	五〇	二〇	三〇	三〇	四〇

八二 さエラ製紙パ 工ラ製製造 程フ造業製 しト造業製 ク(前)業製 ラ工ル業製 フ程ル業製 トの製又 バ未造は パ造ク紙洋	八一 の(次ラ製紙 を工ラ製製造 除項フ造業製 く)に業業製 係造ト業業製 るに保未又 るに保さは板 るもの製紙	八〇 むし(前ル製紙 じ)にセ工業製 に保造程業製 るに保の未又 るものミセ板 るものカルケ紙	七九 に(に)製紙パ に保保製造業 るる業製業製 るのののの製 をのののの造 除項工カ未し	七八 工ニ程ンドリバ製紙パ 程カ又ハフル業製業製 に保保保ル業業業製業 るに保るるる又又又又 るものものもの製製製製	七七 程イト製紙パ に保業造業製 るに保業業製 るもの業業製 のののののののの	七六 も(に)製紙パ の製造業製業製 の製造業業製 の製造業業製 の製造業業製 の製造業業製 の製造業業製
七〇	六〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇
一〇〇	七〇	九〇	八〇	六〇	七〇	八〇
七〇	五〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇
一〇〇	六〇	九〇	八〇	六〇	七〇	八〇
六〇	四〇	八〇	七〇	五〇	六〇	六〇
七〇	五〇	九〇	八〇	六〇	七〇	七〇

とびしてラ精
す(3)はて選
(注)い型工
の第三洗程
値は欄の機
(1)ににお
八(注)いて
〇及び用

八九 業機 工程に 係る もの 紙製業製 業紙板製 紙洋	八八 の(前ラ製紙 を工ラ製製造 除項フ造業製 く)に業業製 係造ト業業製 るに保未又 るに保さは板 るもの製紙	八七 むし(前ル製紙 じ)にセ工業製 に保造程業製 るに保の未又 るものミセ板 るものカルケ紙	八六 有パサンリ すアルド工 に保業業製 るに保の未 るものミセ るものカルケ	八五 の製原古製紙パ 工料紙造業製業製 程と以業造業製業製 に係るのの外木材は るものアルの紙材又紙	八四 む程は料紙製紙パ じに製製業製業製 に保離造白造業製業製 るに解造と脱造業製業製 るに工行イン古業製業製 るの程行う紙紙は板 るもの(前)工原又紙洋	八三 の(次ラ製紙パ を工ラ製製造 除項フ造業製 く)に業業製 係造ト業業製 るに保未又 るに保さは板 るもの製紙	八二 むし(前ル製紙 じ)にセ工業製 に保造程業製 るに保の未又 るものミセ板 るものカルケ紙
六〇	四〇	三〇	五〇	一〇〇	九〇	六〇	三〇
八〇	六〇	四〇	六〇	一一〇	一三〇	七〇	四〇
六〇	四〇	二〇	四〇	一〇〇	九〇	六〇	二〇
八〇	六〇	三〇	五〇	一一〇	一〇〇	七〇	三〇
六〇	四〇	二〇	四〇	七〇	八〇	五〇	二〇
八〇	五〇	三〇	五〇	八〇	九〇	六〇	三〇

すぞびはすパ
るれ(2)るるル
(一)の第三製
〇〇は欄の造
九〇はの工
〇〇そ(1)程
れ及(注)を

一一三〇	一一二九	一一二八	一一二七	一一二六	一一二五	一一二四	一一二三	一一二二
印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	石けん・合成洗剤製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	合成繊維製造業	レーヨン・アセチレート製造業のうちアセチレートの製造に係るもの	レーヨン・アセチレート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	有機化学工業製品製造業(整理番号九の項から前項までに掲げるものを除く。)
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	三〇	三〇	五〇	五〇
五〇	五〇	五〇	二〇	五〇	四〇	四〇	六〇	九〇
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	二〇	三〇	三〇	五〇
五〇	五〇	五〇	一五	五〇	三〇	四〇	四〇	九〇
二〇	四〇	四〇	一〇	二〇	二〇	三〇	二〇	五〇
四〇	五〇	五〇	一五	四〇	三〇	四〇	三〇	八〇
					〇〇、 一五〇、 二〇〇、 三〇〇、 五〇	三三、 三六、 三九、 四二、 四五、 四八、 五一、 五四	(一) 二二、 二四、 二六、 二八、 三〇、 三二、 三四、 三六、 三八、 四〇、 四二、 四四、 四六、 四八、 五〇、 五二、 五四、 五六、 五八、 六〇、 六二、 六四、 六六、 六八、 七〇、 七二、 七四、 七六、 七八、 八〇、 八二、 八四、 八六、 八八、 九〇、 九二、 九四、 九六、 九八、 一〇〇	(二) 三三、 三六、 三九、 四二、 四五、 四八、 五一、 五四

一一三七	一一三六	一一三五	一一三四	一一三三	一一三二	一一三一	一一三〇	一一二九	一一二八	一一二七	一一二六	一一二五	一一二四	一一二三	一一二二	一一二一
農業製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業	合成香料製造業	化粧品・歯磨き剤・その他の化粧品用調整品製造業	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	写真感光材料製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	イオン交換樹脂製造業	化学工業(整理番号一〇の項から前項までに掲げるものを除く。)	石油精製業		
三〇	二〇	六〇	二〇	三〇	三〇	七〇	三〇	三〇	二〇	一〇	四〇	一七〇	二〇	三〇	四〇	五〇
四〇	三〇	七〇	三〇	四〇	八〇	一〇〇	四〇	四〇	四〇	一五	五〇	一八〇	七〇	三〇	三〇	三〇
三〇	二〇	六〇	二〇	三〇	三〇	七〇	三〇	三〇	二〇	一〇	四〇	一七〇	二〇	三〇	四〇	五〇
四〇	三〇	七〇	三〇	四〇	六〇	九〇	四〇	四〇	三〇	一五	五〇	一八〇	五〇	三〇	三〇	三〇
二〇	二〇	五〇	二〇	三〇	三〇	六〇	二〇	二〇	二〇	一〇	四〇	一三〇	四〇	二〇	三〇	三〇
三〇	三〇	六〇	三〇	四〇	四〇	七〇	三〇	三〇	三〇	一五	五〇	一四〇	五〇	三〇	三〇	三〇
																潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、四〇、五〇、三〇、四〇とする。
																硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六六、六八、七〇、七二、七四、七六、七八、八〇、八二、八四、八六、八八、九〇、九二、九四、九六、九八、一〇〇とする。
																平成八年九月一日前特定施設に係る量(3)にあつては、それ(1)及び(2)の値は、七〇、七〇、九〇とする。

一六四	一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五	一五四	一五三	一五二	一五一	一五〇	一四九	一四八
ガラス（整理番号一五六の項から前項まで）に掲げるものを除く。	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス繊維（長繊維に限る）・同製品製造業	ガラス繊維・同製品製造業	化学用・医療用ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工素材製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）
一〇	三〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇	二〇	六〇	一〇	七〇	一八〇	三〇
二〇	四〇	六〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一〇〇	五〇	七〇	二〇	八〇	一九〇	四〇
一〇	三〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇	二〇	四〇	一〇	七〇	一八〇	三〇
二〇	四〇	六〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一〇〇	四〇	五〇	一五	八〇	一九〇	四〇
一〇	三〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇	二〇	四〇	一〇	五〇	九〇	三〇
二〇	四〇	六〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一〇〇	四〇	五〇	一五	六〇	一〇〇	四〇
																硫酸洗浄工程を有するものに於ては、第三欄の値は、それ〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の順序に、五、四、三、二、一、〇とする。

一八一	一八〇	一七九	一七八	一七六	一七五	一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五
冷間ロール成形鋼製造業	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び番号一八三の項に掲げるものを除く。）	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び番号一八三の項に掲げるものを除く。）	製鋼・製鋼圧延業（転炉・単独電炉を含まず）又は電炉（単独電炉を含む）によるものに限定する。	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	フェロアロイ製造業	高炉による製鉄業	うわ薬製造業	鉱物・土石粉碎等処理業	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業
二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	一五
二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	一五
二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	一五
													コークス炉を有するものに於ては、第三欄の値は、それ〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の順序に、五、四、三、二、一、〇とする。

二二四	ごみ処理業	三〇	七〇	三〇	四〇	三〇	四〇	の処理するもの の(1)及び(3)の 並びに(2)の 五〇、それと 一〇、一〇 とする。
二二五	廃油処理業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二二六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるもの を除く。)	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
二二八	と畜場	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	五〇	
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三〇	地方卸売市場	二〇	四〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三一	試験研究機関(規則 第一条の二各号 に掲げるものをい う。)	二〇	五〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三二	整理番号二の項か ら前項までに分類 されないもの	一〇	二二〇	一〇	九〇	一〇	九〇	

(別表 2 略)

N (窒素含有量)

○環境省告示第百三十五号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総務府令第二号)第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十五号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{n0} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日

環境大臣 若林 正俊

窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲
 一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号、以下「令」という)別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るもの(以下「大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のもの」という)であつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の六第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るもの(以下「大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のもの」という)であつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 C_n 及び C_{n0} の値に係るもの(以下「別表第二の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下」という)、 C_{ni} の値に係るもの(以下「別表第二の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において C_n 、 C_{n0} 及び C_{ni} の値を定めることが適当でない」と認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場に

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位：リットルにつき)				備考
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
二	畜産農業	六〇	二〇〇	六〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	一五〇	六〇	七〇	
四	非金属鉱業	一〇	一五	一〇	一五	
五	肉製品製造業	二五	五〇	一〇	二五	
六	乳製品製造業	一五	三〇	一〇	一五	
七	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	三〇	四〇	一〇	二〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
九	寒天製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一一	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く)	二五	三五	一〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	二五	五五	一〇	一五	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	五五	一〇	四〇	
一四	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)	二五	五〇	一〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
一六	野菜漬物製造業	一五	二五	一〇	一五	
一七	味噌製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二〇	一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	

二〇	ソー스製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二一	食酢製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二二	砂糖精製業	一五	二五	一〇	一五
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	一五	三〇	一〇	一五
二四	小麦粉製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二五	パン製造業	一五	二五	一〇	一五
二六	生菓子製造業	一五	二五	一〇	一五
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	三〇	一〇	一五
二八	米菓製造業	一五	三〇	一〇	一五
二九	パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	三〇	一〇	一五
三〇	植物油脂製造業	一〇	二〇	一〇	一五
三一	動物油脂製造業	二〇	三〇	一〇	一五
三二	食用油脂加工業	一五	二五	一〇	一五
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	二〇	三〇	一〇	二〇
三四	穀類でんぷん製造業	一五	三〇	一〇	一五
三五	めん類製造業	一五	三〇	一〇	二〇
三六	豆腐・油揚製造業	二〇	四〇	一〇	二五
三七	あん類製造業	一五	二五	一〇	一五
三八	冷凍調理食品製造業	二〇	三五	一〇	二〇
三九	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二〇	三〇	一〇	一五
四〇	清涼飲料製造業	一五	三〇	一〇	一五
四一	果実酒製造業	一五	二五	一〇	二〇
四二	ビール製造業	一五	二五	一〇	一五
四三					

一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九七	九六	九五
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く)	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む)	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く)	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く)	乾式法による繊維板製造業
二五	一五	一〇	一〇	一五	一五	二〇	二〇	一〇	一五	二〇
四〇	二五	一五	一五	三五	二五	三〇	三〇	一五	二五	三〇
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	二五	一五	一五	一五

黄鉛顔料製造工程に於ては、それと同欄の値は、三〇とする。

(一) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(二) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(三) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(四) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(五) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(六) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(七) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

									一〇八	
									無機化学工業製品 (整理番号五の項から前項までに掲げるものを除く)	
									二〇	
									五〇	
									一〇	
									四〇	

第七の順序に従い、五〇、六〇、七〇とする。

(一) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(二) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(三) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(四) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(五) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(六) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

(七) 第一工程の製造品は、第二工程に於ては、第一工程の製造品を原料とする。第三工程の製造品は、第二工程の製造品を原料とする。第四工程の製造品は、第三工程の製造品を原料とする。

一一五	一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一一九	一一八	一二七	一二六	一二五	一一四	一一三
動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く)	石けん・合成洗剤製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	合成繊維製造業	レーヨン・アセチレート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	レーヨン・アセチレート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの
一五	一五	一〇	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一〇	一〇	一五	一〇
二五	二五	二〇	二〇	四五	三〇	三〇	五五	二五	三〇	一五	二五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	一五
				医薬品原薬製造工程(室薬又はその化合物を原料として使用したもの)の第三欄の値は、それぞれ、二〇、三〇とする。						室薬又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ、五、五〇とする。		(同) 工程(尿素を原料として使用するもの)の第三欄の値は、(一)は、三、(二)は、二、(三)は、三とする。

一五五	一五四	一五三	一五二	一一一	一五〇	一四九	一四八	一四七	一四六	一四五	一四四	一四三	一四二	一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六
毛皮製造業	なめしかわ製造業	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く)	ゴム製品製造業で洗淨工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く)	石油精製業	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	イオン交換樹脂製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	写真感光材料製造業	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む)	化粧品・歯磨き剤その他の化粧品用調整品製造業	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業
一〇	二〇	一五	一〇	二〇	二〇	五〇〇	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
二〇	七五	二五	一五	三〇	三〇	九五〇	三〇	三〇	五五	二五	一五	二五	二五	二五	二五	三五	七〇	六五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	一五	一五	一五	一五	四〇〇	一五	二〇	二〇	一五	一五	二〇	一五	一五	一五	二〇	一五	二〇

一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六
高炉による製鉄業	うわ薬製造業	鉱物・土石粉砕等 処理業	碎石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造 業(前二項に掲げ るものを除く。)	コンクリート製品 製造業	生コンクリート製 造業	ガラス・同製品製 造業(整理番号一 五六の項から前項 までに掲げるもの を除く。)	ガラス繊維・同製 品製造業(前項に 掲げるものを除 く。)	ガラス繊維(長織 品に限る)・同製 品製造業	卓上用・ちゅう房 用ガラス器具製造 業	理化学用・医療用 ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工工業 製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二五	一五	一五	二〇	一五	一五	二五	三〇	二五	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	二〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	一五
<p>(一)</p> <p>〇五 三程に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇〇 二欄の順序を、四九に 〇〇 三欄の順序を、四九に 〇〇 四欄の順序を、四九に 〇〇 五欄の順序を、四九に</p>																

一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七六	一七五
伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成形 鋼製造業	冷間圧延業(整理 番号一八二の項及 掲げるものを除 く。)	熱間圧延業(整理 番号一八二の項及 掲げるものを除 く。)	製鋼・製鋼圧延業 (転炉・単独電気 炉を含む)又は電 気炉によるもの に限る)	高炉による製 鉄業(前項に掲 げるものを除く。)	フェニロイ製造 業
一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇	一五
一五	二五	一五	一五	二五	二五	一五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
<p>(二)</p> <p>〇五 三程に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇〇 二欄の順序を、四九に 〇〇 三欄の順序を、四九に 〇〇 四欄の順序を、四九に 〇〇 五欄の順序を、四九に</p>							

二二六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く)	二〇	五〇	一〇	四〇
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	三五	一五	二五
二二八	と畜場	二五	六〇	一五	二五
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三〇	地方卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三一	試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいふ)	二〇	三五	一〇	二五
二三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一〇	六〇	一〇	五〇

(別表 2 略)

P (りん含有量)

○環境省告示第百三十六号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十六号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の

設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。
平成十八年十月十三日
環境大臣 若林 正俊

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十六号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。
平成十八年十月十三日
環境大臣 若林 正俊

一 この告示で使用用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号、以下「令」という)別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第百七十一号)別表第二号八に掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に排出する汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の七第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cp及びCpoの値に係るものにあつては別表第二のそれぞれ第三欄(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cpiの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(ロ)に掲げる値以上(イ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に排出する汚水又は廃液を処理する事業場に属する場合であつて、当該工場又は事業場に属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCp、Cpo及びCpiの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCp、Cpo及びCpiの値を別に定めるときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位=リットルにつき)				備考
		(1)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
二	畜産農業	八	四〇	八	九	
三	天然ガス鉱業	一	一・五	一	一・五	
四	非金属鉱業	一	二	一	一・五	
五	肉製品製造業	四	一六	一	六	
六	乳製品製造業	五	八・五	一	三・五	
七	畜産食品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	五・五	一一	一	五・五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	四	一	一・五	

二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	四・五	
二七	菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業	三	四	一	一・五	
二六	生菓子製造業	三	七・五	一	四	
二五	パン製造業	二	六	一	二・五	
二四	小麦粉製造業	三	七・五	一・五	二・五	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	三	六	一・五	三	
二二	砂糖精製業	一・五	五	一	二	
二一	食酢製造業	三	四・五	一・五	三	
二〇	ソース製造業	三	六	一	二・五	
一九	うま味調味料製造業	一・五	八	一	一・五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	四	八	一・五	三	
一七	味そ製造業	四	七・五	一・五	四・五	
一六	野菜漬物製造業	二・五	六・五	一	三	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三	七・五	一	三	
一四	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	三	八	一・五	四	
一三	冷凍水産食品製造業	四	八	一	六	
一二	冷凍水産物製造業	三	八	一・五	五・五	
一一	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	三	七・五	一	三・五	
一〇	魚肉(ハム・ソーセージ)製造業	三	六・五	一・五	三	
九	寒天製造業	三	五・五	一・五	二・五	

二九	パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	三	六	一・五	三	
三〇	植物油脂製造業	二・五	六	一	二	
三一	動物油脂製造業	二	六	一	四・五	
三二	食用油脂加工業	二・五	三・五	一	二	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二	三	一	一・五	
三四	穀類でんぷん製造業	三	六・五	一・五	三	
三五	めん類製造業	三	六・五	一	二・五	
三六	豆腐・油揚げ製造業	四	七・五	一	四・五	
三七	あん類製造業	三・五	二・二	一	四	
三八	冷凍調理食品製造業	四	八・五	一	四・五	
三九	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二・五	七・五	一	四・五	
四〇	清涼飲料製造業	二・五	五・五	一	二	
四一	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二・五	
四二	ビール製造業	三	四	一・五	二・五	
四三	清酒製造業	一・五	四	一	一・五	
四四	蒸留酒・混成酒製造業	二	四	一	一・五	
四五	インスタントコーヒル製造業	二・五	三・五	一	三	
四六	単体飼料製造業	二	三・五	一	二	
四七	配合飼料製造業	二	三・五	一	二	
四八	有機質肥料製造業	一・五	三・五	一	一・五	
四九	たばこ製造業	二	三	一	一・五	
五〇	糸糖製造業(副産物)	二	六	一	四	
五一	米糠を原料として使用するもの(第三欄(イ)及び(ロ)の値は、四(イ)及び八と)					

一四七	石油精製業	一	一・五	一	一・五	一	一・五		
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	一・五	二・五	一	一・五				
一四五	イオン交換樹脂製造業	一	一・五	一	一・五				
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一・五	二・五	一	一・五				
一四三	写真感光材料製造業	一・五	二・五	一	一・五				
一四二	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製法を含む)	二	四	一	二				
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	二	三	一	一・五				
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	二	四	一	二				
一三八	合成香料製造業	二	四	一	二				
一三七	農薬製造業	二	五・五	一	一・五				
一三六	火薬類製造業	一・五	二・五	一	一・五				
一三五	動物用医薬品製造業	二	五	一	一・五				
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二	三	一	一・五				
一三三	生物学的製剤製造業	一	二・五	一	一・五				
一三二	医薬品製剤製造業	一	二・五	一	一・五				
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	六	一	一・五				医薬品原薬製造工程(りん又はその使用物を原料とするものは第三欄に於いて(1)に及ぶものに限る。)
一三〇	印刷インキ製造業	二	三	一	一・五				
一二九	塗料製造業	一・五	三	一	一・五				

一四八	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く)	一・五	二・五	一	一・五				
一四九	コークス製造業	一	二	一	一・五				
一五〇	石油コークス製造業	二	三	一	一・五				
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	二・五	一	二				
一五二	ゴム製品製造業(ラテックス成型型の洗浄工程に係るもの)	一	一・五	一	一・五				
一五三	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く)	一・五	三	一	一・五				
一五四	なめしかわ製造業	二	三	一	一・五				
一五五	毛皮製造業	二	三	一	一・五				
一五六	板ガラス製造業	一	二	一	一・五				
一五七	板ガラス加工業	一	二	一	一・五				
一五八	ガラス製加工素材製造業	一・五	二・五	一	一・五				
一五九	ガラス容器製造業	一	二	一	一・五				
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一	一・五	一	一・五				
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一	一・五	一	一・五				
一六二	ガラス繊維(長繊維に限る)・同製品製造業	一	一・五	一	一・五				
一六三	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く)	一	一・五	一	一・五				
一六四	ガラス・同製品製造業(整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く)	一	二・五	一	一・五				
一六五	生コンクリート製造業	一	二	一	二				
一六六	コンクリート製品製造業	一	二・五	一	一・五				

二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	三二九	三三〇	三三一	三三二	三三三
さら前項まで分類 されないもの	試験研究機関(規 則第一條の二各号 に掲げるものをい う)	ごみ処理業	廃油処理業	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるも のを除く)	死亡獣畜取扱業	と畜場	中央卸売市場	地方卸売市場			浄化槽に係るもの (し尿処理業(し尿 を除く))
一	一・五	一	一	一	二	四	四	二・五	四	二	二
八	四・五	二・五	一・五	三	四	九・五	五	五	五	三	八
一	一	一	一	一	二	二	二	一・五	二	二	一
八	三	一・五	一・五	一・五	三	四・五	三	四	三	三	四
											は(ロ)はするもの に(イ)及び 五、三、五とする 、並びに(ロ)の 三、五とする 、(イ)及び

(別表 2 略)